

告 示

埼玉県告示第二百九十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（さいたま市災害拠点境界座標調整業務）

三 作業地域

さいたま市南部建設事務所管内

四 作業期間

平成二十八年十一月二十一日から平成二十九年三月二十四日まで